

令和8年度立川市地域学習館運営協議会市民公募委員募集及び選考要項

1 目的

この要項は、令和8年6月1日に委嘱する立川市地域学習館運営協議会委員のうち、市民公募委員の募集及び選考について、立川市審議会等委員市民公募要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

2 公募委員数

募集する市民公募委員の人数は、各学習館1人以内とする。

3 募集方法

市広報（令和8年3月25日号）に掲載し、募集する。

4 応募期限

令和8年4月15日（郵送は消印有効、直接持参は当日17時まで持参分、ファクシミリ又は電子申請は当日到着分）とする。

5 応募資格

- (1) 令和8年4月15日現在で18歳以上であること。（要綱第3条第1号）
- (2) 令和8年4月15日現在で市内に引き続き3月以上住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記載されていること。（要綱第3条第2号）
- (3) 平日に開かれる会議に出席できること。（要綱第3条第3号）

6 課題に対する意見（応募意見テーマ）

要綱第4条第6号に規定する課題は、「生涯学習の拠点としての地域学習館に望むこと」（800字程度）とする。

7 応募方法

要綱第4条に掲げる事項（氏名、住所、電話番号、年齢、性別、職業及び課題に対する意見）を記載し、郵送、直接、ファクシミリ又は電子申請により提出する。

8 課題に対する意見の提出先

教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター
郵便番号 190-0012 立川市曙町二丁目3番2号 センタースクエア4階
電話 042-527-5757 ファクシミリ 042-528-6806
電子申請 LoGo フォーム

9 選考

(1) 選考委員

選考委員は、委員長を教育部長とし、生涯学習推進センター長、生涯学習係長、市民交流大学係長及び学習館係長で構成する。

(2) 選考方法

選考方法は、選考委員の協議により、選考委員による応募意見の採点結果と各学習館の委員構成等を考慮し決定する。

10 募集及び選考事務

募集と選考にかかる事務は、生涯学習推進センター管理係において行う。

11 免責事項

- (1) 応募者は、市が本要項5（2）（要綱第3条第2号）に規定する要件を有しているかどうかを確認するために応募者の住民基本台帳を閲覧する必要があることに同意するものとする。
- (2) 応募者は、市が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第3項に基づいて合格者に対して個人番号（マイナンバー）の提出を求める必要があることに同意するものとする。
- (3) 市は、本要項に基づいて収集した個人情報を立川市地域学習館運営協議会に関する事務においてのみ使用し、他の目的には使用しない。

12 問合せ先

生涯学習推進センター管理係 TEL 042-527-5757